

機体認証申請手順操作マニュアル

<機体認証申請編>

02.機体認証の属性変更方法

目次

01.はじめに（機体認証の属性変更を希望する皆様へ）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-3
03.機体認証の属性変更に必要なもの	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-4
04.機体認証の属性変更のステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-5
05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-6
06.Step2：機体一覧画面に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-9
07.Step3：機体認証 変更画面に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-10
08.Step4：機体認証の属性変更を行う	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-11
09.Step5：変更内容を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-12

01.はじめに（機体認証の属性変更を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、機体認証の新規申請、属性変更、更新申請、抹消申請、申請取下げ、申請状況確認、代理人への機体認証の新規申請の依頼、代理人へ機体認証の新規申請以外の依頼をすることができます。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が漏洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.機体認証の属性変更に必要なもの

機体認証の属性変更には以下の情報を準備してください。

各種情報	項目
連絡先情報	• 氏名 • 電話番号 • メールアドレス • 本人の住所

04.機体認証の属性変更のステップ

ドローン情報基盤システムで以下のステップで属性変更を実施しましょう。

機体認証の属性変更を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : 機体一覧画面に進む

メインメニューで「機体認証の変更」のボタンを選択します。

Step3 : 機体認証 変更画面に進む

機体一覧画面から機体認証の属性変更を行う申請情報を選択します。

Step4 : 機体認証の属性変更を行う

機体認証 変更画面で変更内容を入力します。

Step5 : 変更内容を確認する

入力した情報を確認して申請を行います。

機体認証の属性変更が完了

以上で属性変更は完了です。

05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



[DIPS2.0トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/)にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする（3/3）

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

無人航空機の登録手続

無人航空機に関する事故発生時の手続

機体認証、技能証明の取得手続

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用務空域、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・僅し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件投下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

飛行許可・承認申請へ

飛行計画の通報・確認へ

無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

無人航空機の登録申請へ

無人航空機に関する事故等発生時の手続き

手順の確認 ▾



以下の事故等発生時には、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

『事故』

- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
- ・第三者の所有する物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の死傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

事故等の報告へ

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不要とするためには、機体認証を受けた無人航空機も技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

機体認証の取得申請へ

技能証明の取得申請へ

06.Step2：機体一覧画面に進む

機体認証メニュー

本人が手続きする場合はこちら

機体認証 新規申請

新たに機体認証を申請することができます。新規申請には、本人確認書類、機体の情報が必要です。

申請状況確認/取り下げ/支払い

新規申請や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。
※国（国土交通省のみ）の場合、新規申請等の手数料の支払い手続きをすることができます。

機体認証の確認

機体認証を取得済みの機体に係る情報を確認することができます。

機体認証の変更

登録されている機体認証書の連絡先情報を変更することができます。

有効期限の更新

登録されている機体認証の有効期間を更新することができます。また、型式未認証の機体における設計変更の申請も本メニューから行うことができます。なお、型式未認証の機体の更新および設計変更を行う場合には、事前に登録検査機関または国土交通省航空局と検査内容について調整している必要があります。

機体認証の削除

登録されている機体認証を削除することができます。

代理人への依頼/解除

各種手続きを代理人に依頼する場合または代理人への依頼を解除する場合に必要な設定をすることができます。

代理人が手続きする場合はこちら



機体認証メニューのページで、「機体認証の変更」ボタンを押します。

07.Step3：機体認証 変更画面に進む

機体一覧画面から機体認証の属性変更を行う申請情報を選択し、「変更する情報の入力」ボタンを押します。

機体一覧

連絡先情報を変更したい機体を選択してください。

機体認証番号 ①

登録記号 ①

製造者氏名又は名称 ①

型式名 ①

機体認証保持者氏名 ①

法人名/屋号 ①

検索

検索結果：1件
□全てを選択

選択	機体認証番号	登録記号	製造者氏名又は名称	型式名	機体ステータス	電話番号	メールアドレス	有効期限	機体認証保持者氏名	法人名/屋号	詳細
☒					有効						詳細

1

戻る

変更する情報の入力

08.Step4：機体認証の属性変更を行う

機体認証 変更画面

STEP 01
連絡先情報

STEP 02
変更内容確認

STEP 03
変更完了

連絡先情報を入力してください。

連絡先情報

氏名 ⓘ

フリガナ ⓘ

住所 ⓘ

国/地域 日本 ▼

都道府県 東京都 ▼

部署名 ⓘ

電話番号 ⓘ

国/地域 +81 (日本) ▼

メールアドレス ⓘ

戻る

次へ

機体認証 変更画面にて、連絡先情報の中の変更したい内容を記入し、「次へ」ボタンを押します。

09.Step5 : 変更内容を確認する (1/2)

変更内容確認画面

STEP 01
連絡先情報STEP 02
変更内容確認STEP 03
変更完了

入力した連絡先情報を確認の上、「変更」ボタンを押下してください。

連絡先情報

氏名

フリガナ

住所

部署名

電話番号

メールアドレス

連絡先の修正

戻る

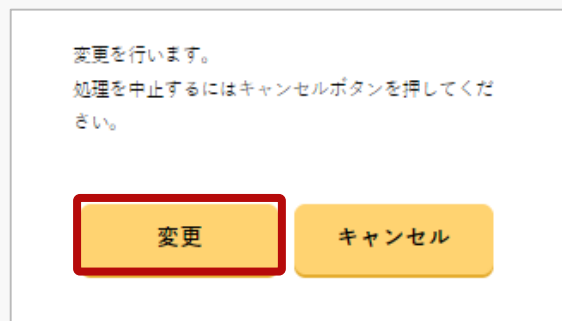
変更

入力した連絡先情報を確認します。

入力内容に誤りがある場合は「連絡先の修正」ボタンを押して訂正してください。

入力内容に問題がなければ「変更」ボタンを押してください。

09.Step5 : 変更内容を確認する (2/2)



連絡先情報の変更確認画面が表示されます。問題が無ければ「変更」ボタンを押します。

「変更」ボタンを押すと、完了した旨のメッセージが表示され、完了となります。

手続き完了

STEP 01
連絡先情報

STEP 02
変更内容確認

STEP 03
変更完了

連絡先情報の変更手続きが完了しました。

メインメニューに戻る